

厚生労働省北海道労働局発表
令和 7 年 10 月 31 日

担
当

【照会先】

厚生労働省北海道労働局労働基準部監督課
課 長 十 倉 正直
主任監察監督官 小田桐 和宏
<電 話> 011-709-2311
(内線 3545)

報道関係者 各位

「過重労働解消キャンペーン」を11月に実施します ～過重労働解消に向けた監督指導や無料の電話相談などを実施～

北海道労働局（局長 ^{むらまつ たつや} 村松 達也）では、「過労死等防止対策推進法」に基づく11月の「過労死等防止啓発月間」中に、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組として、「過重労働解消キャンペーン」を以下のとおり実施します。

【「過重労働解消キャンペーン」取組概要】

- 1 使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。
- 2 無料電話相談を実施します。
「過重労働解消相談ダイヤル」（無料）を全国一斉に実施し、北海道においては北海道労働局の労働基準監督官が相談に対応します（別途 令和7年10月28日記者発表実施）
実 施 日 時 11月1日（土曜日）9:00～17:00
フリーダイヤル 0120 ^{なくしましろう}（794） ^{長い残業} 713 **（当日取材可）**
- 3 長時間や過重な労働による過労死等の労災請求が行われた事業場、過重労働が疑われる事業場、極端に離職率が高い事業場等への監督指導を実施します。
- 4 北海道労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します。
北海道労働局長が長時間労働削減に向けた積極的な取組を行っている企業経営者と意見交換を実施し、働きやすい職場づくり、効率的な働き方に向けた企業の取組をご紹介します（詳細は別途記者発表予定です。**当日取材可**）。
- 5 過労死等防止対策推進シンポジウムを11月10日（月）14時00分から、アスティホール（札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ 45 4階）で開催します **（当日取材可）**。

※「当日取材可」としている事項の取材については、あらかじめ担当課に申込み願います。

6 関連ホームページ（厚生労働省）

- (1) 「過労死等防止対策推進シンポジウム」ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



- (2) 過重労働解消のためのセミナー

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



- (3) 「しわ寄せ」防止キャンペーン月間（働き方・休み方改善ポータルサイト内）

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



しごととより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ

STOP!
過労死

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 過労死防止

検索

11月は過労死等防止啓発月間です。

過労死等啓発月間には、**過重労働解消キャンペーン**を実施しています

1

労使の主体的な取組を促進します

使用者団体や労働組合に対し、長時間労働削減に向けた取組に関する周知・啓発等について、協力要請を行います。

2

労働局長によるベストプラクティス企業の職場訪問等を実施します

都道府県労働局長が管内の企業を訪問する等により、当該企業の長時間労働削減に向けた積極的な取組事例を収集し、広く紹介します。

3

長時間労働が疑われる事業場などへの重点監督を実施します

長時間労働が行われていると考えられる事業場等に対して、重点的に監督指導を行います。

4

労働相談を実施します

11月1日(土)を特別労働相談受付日として、「過重労働解消相談ダイヤル」(無料)を全国一斉に実施し、過重労働をはじめ労働条件全般にわたり、都道府県労働局の担当官が相談に応じます。

相談無料

令和7年11月1日(土)
9:00~17:00

なくしましょう 長い残業
0120-794-713

11月1日~7日を過重労働相談受付集中期間とし、都道府県労働局・労働基準監督署のほか、「労働条件相談ほっとライン」で相談をお受けしています。

相談窓口の詳細 ▶ <https://www.check-roudou.mhlw.go.jp/soudan/>



5

過重労働解消のためのセミナーを開催します

事業主や人事労務担当者などを対象として、10月から1月を中心に、「過重労働解消のためのセミナー」【委託事業】を開催します(無料でどなたでも参加できます)。*詳細は専用ホームページをご覧ください。

参加費無料

専用ホームページ ▶ <https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>



11月を中心に「過労死等防止対策推進シンポジウム」を開催します

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に向け、過労死等とその防止について考えるシンポジウムを、11月の過労死等防止啓発月間を中心に開催します。

*全国47都道府県で全48回開催(無料でどなたでも参加できます)。詳細は専用ホームページをご覧ください。

専用ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>

参加費無料



11月は「しわ寄せ」防止キャンペーン月間でもあります

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者への「しわ寄せ」を生じさせないように、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう。

「しわ寄せ」防止特設サイト ▶ <https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>



北海道
会場

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

過労死等防止対策 推進シンポジウム



**過労死をゼロにし、健康で充実して
働き続けることのできる社会へ**

近年、働き過ぎやパワーハラスメント等の労働問題によって多くの方の尊い命が失われ、
また心身の健康が損なわれ深刻な社会問題となっています。
本シンポジウムでは有識者や過労死で亡くなられた方のご遺族等にも
ご登壇をいただき、過労死等の現状や課題、防止対策について考えます。

参加無料

事前申込

日時

2025年**11月10日**(月)
14:00~16:30 (受付13:30~)

会場

アスティホール
(札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 4F)

◎特設ホームページはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム



二次元バーコードを
読み込んで下さい。

主催：厚生労働省 後援：北海道、札幌市

協力：過労死等防止対策推進全国センター、全国過労死を考える家族の会、過労死弁護団全国連絡会議、札幌弁護士会、
北海道社会保険労務士会、日本産業カウンセラー協会北海道支部、過労死等防止対策推進北海道センター

〔主催者挨拶〕 北海道労働局

〔来賓挨拶〕 北海道・札幌弁護士会

〔基調講演〕

「過労死等防止対策と働き方改革の いまを問う ―大綱改訂の意義と課題」

清山 玲 氏（茨城大学 教授、過労死等防止対策推進協議会委員）

〔体験談発表〕 高畠 賢 氏

〔パネルディスカッション〕

「過労死はなぜなくなるのか―― 過労死等防止対策推進法の意義と限界、そして課題」

コーディネーター 川村 雅則 氏（北海学園大学教授）

パネリスト 清山 玲 氏（茨城大学教授、過労死等防止対策推進協議会委員）

寺西 笑子 氏（全国過労死を考える家族の会）

〔閉会挨拶〕 過労死等防止対策推進北海道センター

会場のご案内

アスティホール

（札幌市中央区北4条西5丁目1 アスティ45 4F）

・地下鉄「さっぽろ駅」より徒歩約3分

・JR「札幌駅」より徒歩約5分

参加申し込みについて

- ▶会場の都合上、事前申し込みをお願いします。
- ▶申し込みはWebまたはFAXをお願いします。
- ▶受付番号を発行いたします。当日会場受付にて受付番号をお知らせください。
- ▶定員になり次第締め切りとさせていただきますのでご了承ください。
- ▶定員超過の場合は、電話またはメールでご連絡いたします。
- ▶連絡先のTELかE-mailのどちらかは必ずご記入ください。
- ▶参加（証明）書の発行はいたしておりません。予めご了承ください。

清山 玲 氏

茨城大学 教授

過労死等防止対策推進協議会委員



慶應義塾大学経済学研究科後期博士課程単位取得退学、高知大学講師、助教授、茨城大学助教授を経て2005年より現職。過労死防止学会副代表、労働社会学会監事。茨城地方労働審議会会長、茨城県男女共同参画審議会会長など各種委員歴任。労働時間問題や働き方改革等を研究。「学校教員の過労死・過労自殺の現状」とい求められる働き方改革（『過労死防止学会誌』第3号）他。



◎Webからのお申し込みはこちら

過労死等防止対策推進シンポジウム 検索

<https://www.mhlw.go.jp/karoshi-symposium/>



●以下の参加申込書に必要事項を記載の上、FAXをお願いします。FAX番号 03-6264-6445

●下記の「個人情報の取扱いについて」に同意の上、ご記入ください。→☐ 同意しました。

過労死等防止対策推進シンポジウム〔参加申込書〕

●次の該当する□に✓をお願いいたします。

- | | | | | | | |
|----------------------------------|------------------------------------|------------------------------|--------------------------------------|------------------------------|--------------------------------|------------------------------|
| ☐ 経営者 | ☐ 会社員 | ☐ 公務員 | ☐ 団体職員 | ☐ 教職員 | ☐ 医療関係者 | ☐ 弁護士 |
| ☐ 社会保険労務士 | ☐ パート・アルバイト | ☐ 学生 | ☐ 過労死等の当事者・家族 | | | |
| ☐ その他 [] | | | | | | |

お名前	ふりがな	ふりがな
	ふりがな	ふりがな
連絡先	●TEL:	●FAX:
	●E-mail:	
企業・団体名		

「個人情報の取扱いについて」 ・ご記入いただいた事項は、過労死等防止対策推進シンポジウムの申込受付業務を目的として使用します。 ・他の目的ではご本人の同意なく第三者に提供をいたしません。 ・委託運営株式会社プロセスユニークの「個人情報保護方針（<https://www.p-unique.co.jp/hp/privacy.html>）」に従い適切な保護措置を講じ、厳重に管理いたします。

（お問い合わせ先） 厚生労働省シンポジウム事業受託事業者 株式会社プロセスユニーク

電話：☎ 0570-026-027（ナビダイヤル）
E-mail：karoushiboushisympo@p-unique.co.jp